

柳

瀬

昇

## 熟慮と討議の民主主義理論

——公法理論と政治理論との架橋に向けての試論的考察——

慶應義塾大学大学院法学研究科内  
『法学・政治学論究』刊行会編  
『法学・政治学論究』第五十八号（二〇〇三年秋季号）

## 熟慮と討議の民主主義理論

—公法理論と政治理論との架橋に向けての試論的考察—

柳瀬昇

昇

- 一 熟慮と討議の民主主義理論をめぐる議論
- 二 公法理論としての熟慮と討議の民主主義
- (+) 共和主義的憲法観からの熟慮と討議の民主主義
- (+) 公法理論としての熟慮と討議の民主主義の展開
- 三 政治理論としての熟慮と討議の民主主義
- (+) 熟慮と討議の民主主義理論の萌芽とその展開
- (+) 熟慮と討議の民主政治を実現するための試み
- 四 公法理論と政治理論との架橋
- (+) 熟慮と討議の民主主義の構成要素
- 1 討議の開放性と自由かつ平等な発言権の保障
- 2 真理または共通善の追求と論拠の正当化要求

- 3 合意形成志向性と選好の変容可能性
- 4 熟慮・討議を可能とする制度
- 5 結論志向性
- 6 決定に必要かつ十分な情報の共有
- 7 異見に対する寛容の精神
- (+) 今後の展望

- (+) 熟慮と討議の民主主義理論の再定位
- 1 討議の開放性と自由かつ平等な発言権の保障
- 2 真理または共通善の追求と論拠の正当化要求

## 一 熟慮と討議の民主主義理論をめぐる議論

民主主義 (democracy) とは何かという命題は、公法学の世界においても、政治学の世界においても、その学問的出发点から常に探求されてきた課題であり、かつ、今後も探求され続けるであろう大きな難問である。

一九五〇年にわたって繰り返し、さまざまに論者によって実にさまざまに論じられてきた民主主義<sup>(1)</sup>に対しても、今日では、その「正統性のオーラ」<sup>(2)</sup>ゆえに、それ自体を疑う向きはあまり多くなく、むしろ、どのような民主主義を構想するかということのほうに議論の着眼点が移行していると思われる。そして、近年、「熟慮と討議 (deliberation)」に着目し、民主主義理論を再構成しようとするところ、「熟慮と討議の民主主義 (deliberative democracy)」<sup>(3)</sup>という考え方がある、特に注目されている。

この討議を基礎とする民主主義は、一九八〇年代以降、アメリカ合衆国において、ヤング (Iris M. Young) の言を借りれば「爆発的」<sup>(4)</sup>に議論されるようになった公法理論・政治理論である。日本においても、九〇年代後半以降、熟慮と討議の民主主義理論に関する重要な論文が見られるようになった。しかしながら、昨今、この理論を用いてさまざまな問題を論ずる論稿は多く見られるようになつたが、そもそも熟慮と討議の民主主義とは何かということを直接論ずる論文はあまり多くない。

また、熟慮と討議の民主主義理論は、公法学の領域でも政治学の領域でも盛んに論じられ、それぞれ独自の展開を見せており、日本での議論を見る限り、これらは相互に歩み寄りを見せようとはしていない。同じ熟慮と討議の民主主義という構想を追究する公法理論と政治理論であるが、これらは異なることを論じているのだろうか。それとも、何らかの要素を共有し、架橋されうるものなのだろうか。

本稿では、アメリカ合衆国等における熟慮と討議の民主主義をめぐる主要な公法理論と政治理論（政治理論から展開されている実証的研究をも含む）<sup>(5)</sup>とを概観し、それぞれの理論から構成要素を析出したのち、その本質的要素と副次的ないし前提的要素とは何かを検討し、両者の合意点を模索しようとする試論的考察である。

### 一 公法理論としての熟慮と討議の民主主義

#### (一) 共和主義的憲法觀からの熟慮と討議の民主主義

共和主義的憲法觀に立脚する公法学者であるサンスティン (Cass R. Sunstein) は、その著書の中で、明確に「アメリカ合衆国憲法は、熟慮と討議の民主政治を創造すべく設計されている」と述べている。<sup>(6)</sup>

サンスティンによれば、不偏不党性の原理 (impartiality principle) を重視した合衆国憲法の起草者たちは、君主制の残滓、公務員の利己心及び党派による権力の掌握を危惧し、憲法制定にあたって、これらの三要素が機能しないように制度設計を行なつた。国民の代表者は、最終的に国民に対して説明責任を負い、その一方で、党派の影響に支配されずに熟慮・討議を行なうことが保障された。『フェデラリスト』第一〇編での議論、上院議員や大統領が間接的に選出されるという当初の仕組み、非公開で行なわれた憲法会議での討議などを通じて、憲法起草者たちの意思は、人々の利己的ないしは党派的な「むき出しの選好 (naked preferences)」による統治ではなく、熟慮と討議に基づく民主政治を志向していたことがいえる。

サンスティンは、合衆国憲法の規定する統治機構の構造が、熟慮と討議による民主政治を行なうために制度設計されたものであると述べるが、その構造は、川岸令和教授によつて次のように明瞭に再定式化されている。<sup>(7)</sup>

すなわち、合衆国憲法の制定は、人間社会が熟慮と選択を通じてよき政府を確立することができた成功例である。<sup>(12)</sup> その理由は、フェデラリストたちによって熟慮に基づく討議を通じて憲法案批准に向けての説得がなされたという憲法の制定過程そのものがこの理論を体現するものであつたこと、その憲法が規定する統治機構が熟慮を促すべく設計された制度であること（代表制、国民により直接選挙される下院議員を（憲法制定当時は）少数に抑えたこと、下院の暴走を抑制するための上院議員の（当時の）選出方法の工夫、参加の要素と熟慮の要素とを組み合わせた大統領選出方法、機関相互間で熟慮に基づく討議を行なわせる二院制・議会や議院内での複数政党制・大統領の議会への関与、司法審査制、そして、憲法承認のための邦やのコンベンション（Convention）といった手続）<sup>(13)</sup> である。

サンステインは、①政治的な選択は熟慮と討議（political deliberation）を経てなされるべきであるといふこと、②国家から独立し不可侵の、政治参加の基盤としての市民性（citizenship）、③政治的論争は平等な市民間での意見の一致を通じて解決されるべきという規制的的理念としての同意（agreement as a regulatory ideal）、④政治的影響力の著しい不均衡を禁ずる政治的平等（political equality）の目<sup>(14)</sup>を共和主義の原理的な要素と考え、それが、憲法解釈原理としての熟慮と討議の民主主義の観念の起源の一端であるとする。このサンステインのいう四要素は、人々が、私的な利害を超えて公民的徳性（civic virtue）に基いて、共通善（common good）の実現を目指して、熟慮と討議を通じて民主政治を行なうにあたりての不可欠な要素として、共和主義的公法理論が構想している原理を的確に示したものであるといえる。

また、司法審査の民主的正当性の問題といふ文脈で、二元的民主政（dualist democracy）論を主張する共和主義的公法学者アッカーマン（Bruce A. Ackerman）は、憲法制定過程や政治過程のみならず、特に司法審査過程における熟慮と討議の意義を強調する。

アッカーマンによれば、合衆国憲法の想定する民主政治過程は、高次法を制定する憲法政治（constitutional poli-

tics）も、その下位法を制定し統治する通常政治（normal politics）とがある。<sup>(15)</sup> 通常政治においては、無知で利己的で政治に無関心な「私人としての市民（private citizens）」は専ら政治の運営を代表者に委ね、代表者は国民から支持を得るために単に相互に競い合うのみである。<sup>(16)</sup> しかし、国民は、憲法制定期、南北戦争の再建期、ニューヨーク期のような政治的に大きな変動の時代（憲法政治の時代）には、「公民（private citizens）」として結集し、私益を超越した共同体の共通善のために熟慮と討議を行なうものと想定されている。<sup>(17)</sup>

アッカーマンによれば、憲法は、冷静な国民の熟慮と討議によってつくれられたものであり、また、通常政治の時代には、熟慮と討議の精神は、憲法価値を保存する機関としての裁判所に収められている。それゆえに、裁判所は、「一時の国民の熱情でつくられてしまつた憲法価値に反する法律を、憲法に照らし、その中に納められた国民の熟慮と討議の精神に基づいて審査する適格性がある。<sup>(18)</sup>

そして、アッカーマンは、サンステインの議論を踏まえながら、通常政治で「最も重視すべき目標は、「熟慮と討議の民主主義」であり、すなわち、「賢明な政治家」を選出する」とし、明確化された公益に従つて統治を行なおうというインセンティブを彼らに付与することの一つを促進するシステムを構築する」と述べている。<sup>(19)</sup>

## 〔二〕 公法理論としての熟慮と討議の民主主義の展開

前節において、共和主義的公法理論研究者が熟慮と討議の民主主義をどのように構想しているかについて、代表的論者の見解を通じて概観したが、こういった共和主義的な理解に対しては、批判も少なくない。

例えば、ゲイ（Steven G. Gey）は、サンステインの議論に対しても、次のように批判する。共和主義論者は、人々の私的な選好が、社会環境の不完全性ゆえにおまざまな要因によって変化されやすいものであると指摘する。<sup>(20)</sup> 彼らは、異なる選好をもつ者どうしが対話を行なえば、その中で私的な選好が克服され、合意が形成されるというが、それは、

結局は、社会の多数派の私的な選好が政府の判断として少数派に対し押しつけられるだけのことであって、その一方で、対話に敗れた少数派の選好は「歪曲した選好 (distorted preference)」のみなされることになつてしまつ。<sup>(27)</sup>

また、ガーデナー (James A. Gardner) は、サンステイン (及び、後述するフィッシュキン (James S. Fishkin) をも批判しながら) が、合衆国憲法制定時に支配的だった合理的認識論 (rationalist epistemology) を完全に無視した議論を行なつており、この合理的認識論に従つてマディソンらの議論を精査すれば、フェデラリストたちは熟慮と討議の民主主義を構想していたとは考えられない」と述べる。<sup>(28)</sup>

こういった批判に対しても、熟慮と討議の民主主義を志向する公法理論研究者は、十分な反論をも試みているが、最近では、このような原理的な論争よりもむしろ、政治理論研究者らが展開している熟慮と討議に基づく民主政治の実現のための実証的研究のほうに強い関心を示している。

例えば、サンステインは、その著書『リパブリック・ドット・コム』の中で、フィッシュキンが提唱し、実験を行なつて「討論型世論調査 (deliberative opinion poll)」について、集団極性化 (group polarization) の問題に留意しながらも、実験的理念、手法及び結果に対して好意的に評価し、また、フィッシュキンが発展的に構想しているサイバースペース上での討論型世論調査に希望を見出している。<sup>(29)</sup>

そして、サンステインは、具体的な構想には至っていないながらも、異なる意見をもつ者どうしが、人権、環境、雇用、外交、証券市場、子育て、統規制、労働組合などといった論点について、ウェブ上で討議するフォーラムとしての「討議型ドメイン」 (deliberative domain)」を提案する。<sup>(30)</sup> サンステインが最も強調している点は、よく機能した民主政治において、熟慮と討議の重要性が一般に (やしら)、その意義の重要性に同意しなかつた者によっても) 認識されることが必要性である。そして、その重要性の認識があまねく広まれば、討議型ドメインのようなフォーラムが自発的に発展していくであろうと述べる。<sup>(31)</sup>

また、アッカーマンは、フィッシュキンとの共著論文において、「熟慮の日 (Deliberation Day)」構想を示している。<sup>(32)</sup> 討議の日とは、総選挙の一週間前に設けられる国民の祝日である。法律によつて、この日には、停止不可能な職種以外の勤労は禁止される。この日、選挙民登録をしている有権者は、近隣の集会所に参集し、一五人規模の小集団または五〇〇人規模の大集団で、選挙運動の中で浮上した中心的な政策争点を議論する。討議に参加した有権者には、市民としての義務を果たすいとの報酬として、一五〇ドルが支給される。そして、この討議の日の翌週に行なわれる選挙において、有権者は、「生の民意 (raw public opinion)」ではなく、「熟慮と討議を通じた民意 (deliberative public opinion)」を示すことになる。

アッカーマンとフィッシュキンは、民意を、熟慮度と規模という二つの指標で、四つに分けて考える。すなわち、その四つとは、熟慮された大衆の民意 (第一象限)、熟慮された小集団の民意 (第二象限)、生の小集団の民意 (第三象限) 及び生の大衆の民意 (第四象限) である。<sup>(33)</sup> そして、第一象限の民意によって政策選択が行なわれることが最も望ましく、第二象限の民意によるのが次に望ましいものとされる。

第一象限の民意とは、マディソン (James Madison) が『フェデラリスト』第一〇編で述べた「選出された国民の第一象限の手を経ることによって洗練され、かつその視野が広げられた」民意のことであり、その民意が発現しうる会議体として、上院、大統領選挙人団及びコンベンションが挙げられる。<sup>(34)</sup> そして、討論型世論調査は、任意の参加者を対象に行なわれるものであるが、後述するように、それに参加しなかつた国民の意思をも代表する機能が期待されるので、第二象限の民意が示される制度であるといふ。

討論の要素と大衆の政治参加の要素とは、トレーデオフの関係に立つと思われていた。これら二つの要素を充足する第一象限の民意が発現するのは、アッカーマンのいう憲法政治の時代のような歴史的に大きな政治変動の時期であり、それは例外的な状況である。しかし、討論型世論調査を重層的に行なうよう制度化された「討議の日」構想は、

全国民の十分な熟慮・討議を通じた政治参加を促進するものであり、究極的には、第一象限の民意の実現をも可能にするものである<sup>(45)</sup>。アッカーマンとフィシュキンは述べている。

## II 政治理論としての熟慮と討議の民主主義

### I 熟慮と討議の民主主義理論の萌芽とその展開

そもそも、民主政治において熟慮や討議を重視すべきであるという傾向は、政治理論としては、古くから存在していた。バーカー (Ernest Barker) やカール・シュミット (Carl Schmitt) が、意義は異なれど討論の重要性を強く主張しているところ<sup>(46)</sup>。そのなかでも、特に庄田すぐおなのは、キリスト教の集会 (congregation) における集合的意思決定の論理をもとに、討論 (discussion) これが民主主義の本質であると明確に主張したリンゼイ (Alexander D. Lindsay) である。

リンゼイの民主主義觀は、討論こそが民主主義の基本をなすものであり、民主主義的機構の目的は各人の意見の相違を表明するにとどめ、民主主義は公認されその活動を奨励された反対党を必要とするものであり、民主主義にとって不可欠の条件として寛容の原理があり、民主政治は民主的で非政治的な共同社会を意味するような民主的な社会においてのみ成功しうるものであるという五つの要素に要約される。<sup>(47)</sup> 討論を民主主義の本質とみなすところのリンゼイの議論に、熟慮と討議の民主主義理論の萌芽が見られるといえよう。

さて、政治理論として熟慮と討議の民主主義が議論されるとき、『公共性の構造転換』で有名な社会学者ハーベマス (Jürgen Habermas) の議論をその出発点の一つとすることが多い。例えば、ジョナス (Joshua Cohen) は、ハ

ーバーマスの議論に着想を得て、熟慮と討議の民主主義理論に関する論文をまとめたと述べている<sup>(48)</sup>。また、ヤングは、ハーバーマスの「コニケーション的行為理論が基礎的理論であり批判対象でもある」と述べている<sup>(49)</sup>。ハーバーマスの「討議倫理 (Diskurstheorie)」とせ、セイラ・ベンハビブ (Seyla Benhabib) によれば、道徳的対話における参加者の発言と行為の自由を保障する普遍・道徳的敬讓の原理 (principle of universal moral respect) と、多様な発言行為、新たな論題提起及び対話の前提に対して熟慮を促すという平等主義的相互性の原理 (principle of egalitarian reciprocity) へ再定式化される。つまり、「合理的討議の参加者として、影響を受けつつすべての者が同意する」のがである行為規範のみが、妥当である<sup>(50)</sup>。

熟慮と討議の民主主義理論は、ダビッド・エストランド (David M. Estlund) が指摘しているように、一九八〇年にベゼット (Joseph M. Besette) によって初めて提唱されたものであるが<sup>(51)</sup>、ハーバーマスの討議過程分析によって、政治理論として再興した。ハーバーマスの熟慮と討議の民主主義理論への貢献は揺るぎないものであり、その意味ではハーバーマスをこの理論の始祖ともいっても必ずしも過大評価ではないが、あくまでも、熟慮と討議を民主主義の本質とした元の政治理論の潮流は古くからすでに厳然と存在していたにも留意すべきである。そして、ハーバーマスの議論に触発されて、マーニン (Bernard Manin)、ジョン・エルスター (Jon Elster)、ローハンヒュットの政治理論研究者が取り組み始め、熟慮と討議の民主主義理論は爆発的に論じられるようになったのであるが、意外にもハーバーマス自身は熟慮と討議の民主主義理論そのものを直接には明確に論じてはいないのである<sup>(52)</sup>。

ハーバーマスは、『公共性の構造転換』の「一九九〇年新版への序言」で、熟慮と討議の民主主義理論を自ら定義づけすることなく、ローインによる定義を借りている。そして、政治理論としての熟慮と討議の民主主義は、このローインの定義によって、最も明確に表されているといえよう。

すなわち、「熟慮と討議の民主主義の概念は、民主的な結社 (association) の直感的な理想に根ざしたものであり、

その結社の諸条件の正当化は、平等な市民間での公共的な推論と議論を通じて行なわれる。市民は、このような秩序の中で、公共的な推論を通じて集合的選択をすべき問題の解決への関与を分担し、そして、自分たちの基礎的制度を、それが自由で公共的な熟慮と討議の枠組みを確立する限りで、正統なものとみなすのである。<sup>(49)</sup>つまり、「その諸問題が構成員の公的な熟慮と討議によって支配される社会」こそが、熟慮と討議の民主主義的政治体制なのである。<sup>(50)</sup>

## 〔二〕 熟慮と討議の民主政治を実現するための試み

ダール (Robert A. Dahl) は、国民が討論 (discussion) を通じて政治的決定を行なうことの意義を重視し、また、ふつうの市民にはそのような討論と政治的決定を行なう能力が平等にそなわっていると考えている。<sup>(51)</sup>

一九八〇年代後半に、ダールは、市民の熟慮・討議を促すための装置として、「ミニポピュラス (minipopulus)」を構想していた。これは、ランダムに集められた一〇〇〇人の市民が、およそ一年間、特定の主要な議題について討議を行ない、最終的にどのような政策を選択したかを明らかにさせるものである。ただし、この「ミニポピュラスは、議会の代替物ではなく、議会の立法機能を補足するものに過ぎない」。ここでは、当該議題に関する研究者、専門家及び行政官によって諮問委員会が組織され、市民は、意見を聴取したり、調査せたり、あるいは彼らとの討論に参加することができる。そして、この「ミニポピュラス」という会議体は、全国、州、地域レベルで重層的に設計されるといふものであった。

ダール自身は、その後、フィシュキンの討論型世論調査や、クロスビー (Ned Crosby) が率いるシェファーソン・センター (Jefferson Center) による「市民陪審 (Citizen Jury)」などといった、熟慮と討議の民主政治を実現するために行なわれた実験例の影響を受け、国民の啓発システムとして、独自の「市民パネル (Citizen Panels)」の構想を提案している。<sup>(52)</sup>

そもそも、合衆国では、国民に意思決定のために必要となる情報を与え、集う場所を提供し、熟慮・討議を行なわせしめ、そこで得られた国民の選択の結果を何らかの形で政策決定に反映させようという試みは、一九七〇年代前半から、実験的に何度も行なわれてきた。例えば、先述の市民陪審や、心理学者キャンベル (Vincent Campbell) により提唱され、ベッカー (Theodore L. Becker) やショットレー (Christra Slaton) によって行なわれた「ランダム (Random sample) (Televote)」などが挙げられる。ガスティル (John Gastil) が「無作為標本によるフォーラム (random sample forums)」と呼ぶこれらの試みは、いずれも、国民の熟慮と討議に基づく政治参加の促進を企図した先駆例といえよう。しかしながら、その多くは、実験の手法や理念などに問題があり、また、実験の継続性や統計的な有効性の点などから、十分には政治学的考察の対象とはなっていなかつた。<sup>(53)</sup>

ところが、先に述べたフィシュキンの討論型世論調査は、それら先行事例の弱点を克服しようとしたものであり、非常に注目されている。<sup>(54)</sup>

これは、統計的にサンプリングされた国民が、一定の場所に集合し、特定の政策課題について、提示された三つ以上の選択肢をめぐって、配布された詳細な資料をもとに、小グループで議論を行ない、その問題に詳しい研究者、専門家あるいは実際の政策担当者に質疑し、全体討議を行なうという過程を繰り返すものである。実験の前後に参加者の選好を調査し、その調査を分析した結果、参加者の選好の変化が確認される。

このフィシュキンの討論型世論調査には、これまでの単なる世論調査や国民の政治参加のための実験とは多くの違いがあると考えられる。第一に、政治学者フィシュキンが、その精緻な政治理論のもとに構築した装置であること、第二に、調査対象者を人口学的特徴に従って全国から無作為に抽出したため、討議を行なう会議体が統計的な代表であるといえること、第三に、情報提供や討議の前後での参加者の意見の変化を調査しているということ、第四に、情報提供を行なう、討論にあたってはその政策課題の専門家や実際の政策決定に大きな影響力をもつ者が参加

していよいよ、第五に、生産的な討議を行なうために、実験の趣旨を理解し、よく訓練されたファシリテーターないしモディレーターが、小グループ討議や全体討議の運営を行なっていよいよ、第六に、マスメディアが注目しこれを報道することによって、参加者以外の国民も擬似的な参加が可能であるといい、などが挙げられよう。

そして、何よりも重要なことは、この討論型世論調査が、単なる構想段階に留まらず、イギリス、オーストラリア、アメリカ合衆国等において、すでに110回以上も行なわれているといよいよである。<sup>(63)</sup>

## 四 公法理論と政治理論との架橋

### （一）熟慮と討議の民主主義理論の再定位

そもそも deliberation という概念には、個人の内部における「熟慮」と、他者の「討議」<sup>(64)</sup>との意味がある。ハーバーマスの理論を母胎とし、実証的な研究も行なわれている政治理論としての deliberative democracy 論は、討議の側面に重点をおく一方、憲法制定史の分析から始まつた公法理論としての deliberative democracy 論では、熟慮に重心がある。deliberative democracy の語義については、論者によつてむちむちであり、こまか定説が存在しないと思われるが、その多くは、熟慮あるいは討議いずれかの側面のみを記出している。<sup>(65)</sup>

しかしながら、ある政策課題に対して個人レベルで熟慮せずに他者と討議を行なつたとしても、生産的な討議を開させることは期待できず、また、個人の熟慮というものは、多くの場合、その個人の頭の中で仮想的他者と討議を行なうという極みであると分析である。すなわち、個人の「熟慮」と他者の「討議」は、密接不可分の観念であると私は考える。本稿で、deliberative democracy の語義を「熟慮と討議の民主主義」としたゆえんは、いにしへにある。

わたくし、前章までで、熟慮と討議の民主主義をめぐる主要な公法理論と政治理論とを概観した。

公法理論としての熟慮と討議の民主主義理論は、国民のむき出しの選好に対する警戒から、熟慮・討議というフィルターを通じて、国民の意思を精錬する必要性があるといつ見地に立つものが多い。一方、政治理論としてのそれは、国民は、熟慮・討議を経れば妥当な政策選択を行なうことができるという信頼の上に立ち、その理論をもとに実証的研究が蓄積されている。両者の国民に対するところ方は大きく異なるが、いずれも、民主政治における熟慮・討議の重要性を認識しているといふ点では、共通であるといえる。

今後のこの議論の展開のために、この二つの理論の潮流を総合的にといひえた上で、そもそも熟慮と討議の民主主義とは何かといふことを明らかにする必要がある。

い)のような問題意識に立つて、この理論の明確化に挑戦する論者は、合衆国においては、少なくない。例えば、ヒルスターは、熟慮と討議の民主主義を次のように定義づける。すなわち、①集合的意思決定は、その決定に影響を受ける者すべて、または、その代表者によつてなされなければならぬ」という民主主義 (democracy) の要素と、②合理性と公平性の価値を共有する参加者による、かつ、そのような参加者に対する議論 (argument) を経て、決定がなされなければならないという熟慮・討議 (deliberation) の要素とが、この理論に関しては合意の得られるものであるとしている。<sup>(66)</sup> たしかに、熟慮と討議の民主主義理論が、この二つの要素を充足するといふことに対する異論はないであろうが、これでは過度に広汎である。

一方、ガードナーは熟慮と討議の民主主義の基礎的かつ相補的な特質として、①熟慮の討議 (deliberation) によって政治が行なわれること、②討議参加者の表明する意見の差異 (diversity) を承認するといふこと、③承認の過程では偏見を持たずに柔軟な精神をもつべきであるといふ開放性 (openness)、④合意 (consensus) 形成のためのヒュームメントという四つを挙げる。また、ガードナーは、熟慮と討議は、①自由 (free)、②議論を以て (read-

sioned)、③形式的にも実質的にも発言権が平等な (equal) ものであって、それは、④合理的に動機づけられた合意 (consensus) を目的とするものであると述べ、熟慮・討議の四つの理念的特徴を提示している。<sup>(65)</sup>

い)のように、熟慮と討議の民主主義理論の十分条件を列挙していく手法は、この理論を過不足なくといえるために必ずしも十分とはいえない方法であるが、少しでもその特質を挙げ、輪郭を明らかにさせることができるという点で、空漠とした概念定義を行なうことよりも、意義があると思われる。したがって、本稿では、これらの先行研究等を参考に、次節において、熟慮と討議の民主主義理論の構成要素を析出し、提示したい。

## (二) 熟慮と討議の民主主義の構成要素

### 1 討議の開放性と自由かつ平等な発言権の保障

熟慮と討議に基づく民主政治の実現のためには、討議過程は、参加資格のある者に対しても、可能な限り開放的でなければならない。<sup>(66)</sup>

そして、討議参加者は、自由で、束縛されず、また、威圧もされずに討議を行なうこと (free, unfettered, and uncoerced discussion) が保障されなければならない。<sup>(67)</sup> 討議参加者が自由にかつ平等に発言する権利をもつてなければならないことを意味する。<sup>(68)</sup>

同時に、自分の発言に責任を負わなければならないことをも意味する。

これらは、公法理論も政治理論も、前提的要件として自明視する民主主義の要請である。

### 2 真理または共通善の追求と論拠の正当化要求

なぜ、この理論は、民主主義的決定の過程において、熟慮・討議を重視するのか。

これに対しても、熟慮・討議を行なった結果が、行なわなかつた場合よりも、実体的に正しい集合的意思決定が行なわれる (少なくとも、その蓋然性が高い) からという理由を挙げる論者がいる。例えば、リンゼイは、討議の過程を経

ることの目的は、真理に到達するためであると明確に述べている。<sup>(70)</sup>

一方、熟慮と討議という過程を経ることによって共通善が実現されると主張する共和主義的憲法観は、正ではなく善の追求ではあるが、民主政治における熟慮・討議の目的として価値にコミットすることに変わりはない。

しかし、これら二つの考え方に対しては、民主主義を特定の価値の探求ではなく制度的装置ととらえるションペーター (Joseph A. Schumpeter)<sup>(71)</sup> が理論的には反駁するであろう。民主主義的決定が必ずしも正しい、あるいは、よい選択を行なうとは限らないという前提に立てば、民主主義的決定過程で熟慮・討議を行なう理由として、それが正しい・よい選択を行なうための近道であるからと述べるのは、自己矛盾になるからである。

また、価値が多元化している現代社会において、どの政策選択が正しいのかを判断する基準は容易には発見し得ないだろうし、熟慮・討議の過程を経ることのみで結果に正当性が付与されるのであれば、熟慮・討議を経れば極端な人権侵害も正当な選択とみなされてしまうおそれがある。

ところで、熟慮と討議の目的として、真理や共通善という価値の探究を挙げるべきかいなかは、実は、熟慮と討議の民主主義理論の固有の問題ではない。ここでは、その点は留保し、民主主義を純然たる手続と理解し、一切の価値へのコミットメントを否定する論者も同意できる、熟慮と討議の意義を模索することにしよう。

エルスターは、ギャンベッタ (Diego Gambetta)<sup>(72)</sup> やフィーロン (James D. Fearon)<sup>(73)</sup> の議論をまとめて、考えうる九つの熟慮と討議の意義を挙げているが、その中でエルスターが最も合理的な意義と考え、また、ボーマン (James Bohman)<sup>(74)</sup> とも意見が一致しているのが、論拠の正当化要求という意義である。すなわち、討議参加者は、たとえ当初の選好が専ら私的な利益を企図するものであっても、他者との討議を行なうにあたっては、誰もが受容できる論拠に還元したほうが合理的である。このように、自分がもつてている選好をより正当化する論拠を再考することによって、討議参加者間で論拠の交換が行なわれやすくなり、その結果、より相互に応答的になる。

そして、応答性の高い討議がこの理論における討議のあり方として望ましいということは、多言を要しない。

もちろん、自分の選好を再考し、論拠の正当化を求めるという意義をもつ熟慮・討議過程を通じれば、畢竟、結果として、正しい、あるいは、よい選択がなされる蓋然性は高くなるだろう。正しい、または、よい選択になりやすいということを、この理論的目的と理解するか、結果に過ぎないと理解するかは、論者の民主主義観如何による。

### 3 合意形成志向性と選好の変容可能性

討議参加者は、決定を行なうために、熟慮と討議を行なうのであるが、それは、合意形成を目指す営みなのであるうか。例えば、この理論の代表的論者であるコーエンは、「熟慮・討議の目的は、合意形成に到達することである」と明確に述べている。<sup>(78)</sup>

しかしながら、合意形成の志向性を熟慮・討議の民主主義理論の本質的要素といらざるかにについては、熟慮・討議の民主主義を主張する論者の中でも異論がある。例えば、ガットマンとレンツハン (Amy Gutmann and Denis Thompson) は、この理論が、道徳的不一致 (moral disagreement) の場合には、合意形成を求めるのではなく、受容であるような決定に到達するよう討議参加者が互いに説得しつけるべきであるということを中心概念とすると述べている。<sup>(79)</sup> 彼らによれば、①相互性 (reciprocity)、②公開性 (publicity)、③説明責任 (accountability) という三つの条件を充足していれば、少なくとも部分的な合意が得られるので、それをもって十分であると考へている。<sup>(80)</sup> また、ドライゼック (John S. Dryzek) は、「そもそも討議が合意を志向すべきものか」という命題を掲げた上で、合意形成志向性を否定するだけでなく、合意そのものを「多元社会において、達成できない、不必要な、かつ望ましくないもの」として否定している。<sup>(81)</sup>

熟慮・討議が合意形成を志向しているかどうかについては、合意形成における合意の程度や概念定義如何によると思われる所以で、この点については留保しつゝ、次に、合意形成の前提として、選好の変容可能性について論ずる。<sup>(82)</sup>

そもそも、熟慮・討議参加者の選好が絶対に変容しないのであれば、熟慮・討議を行なう実益は、存在しない。オースティンスミス (David Austen-Smith) やギャンベッタは、討議は必ずしも結果に影響を与える必要はないとして述べているが、討議が結果に影響を及ぼさないのであれば、何のための討議であろうか。あらかじめ結論が決まっている問題について、少数者の不満を軽減するための装置あるいは正統性を付与するための形式的要件として討議をとらべるのは、熟慮・討議を民主主義の中心概念といふこの理論の討議観としては妥当ではない。ストークス (Susan C. Stokes) のふうように、内心における選好の変化はコミュニケーションの結果であるとらえなければ、熟慮と討議は人々になんら誘引をもたないことになる。<sup>(83)</sup> つまり、この理論においては、選好は、熟慮と討議の過程で、さまざま要素によって変化しうるものといふえなければならない。<sup>(84)</sup>

### 4 熟慮・討議を可能とする制度

熟慮と討議の民主主義理論は、集合的意思決定に際して、生産的な熟慮・討議を可能にするための制度を必要とする。

前述のとおり、共和主義的憲法觀に立つ代表的な公法理論研究者は、国家統治機構を、熟慮・討議に基づく民主政治を行なうために制度設計されたもの（あるいは、現状はともあれ、そのように機能すべきもの）ととらえている。また、ダールやフィッシュキンらの実証主義的政治理論研究者が構想し、実験するのも、人々が熟慮と討議を行なうことのできるフォーラムの制度化のためである。

したがって、この理論は、重要な政策選択を行なう際に国民に熟慮と討議を行なわせるための制度を設けることを要請するものであり、具体的には、むき出しの民意によって統治がなされるような制度設計が新たに行なわれることに対して懷疑的であるばかりか、熟慮・討議を目的とする既存の制度の意義を減殺するような形での制度改革をも拒否する。

絶する。<sup>(87)</sup> つまり、この理論は、熟慮・討議の意義を没却し、あるいは滅殺するような統治機構の制度設計を規範的に否定するものである。

## 5 結論志向性

熟慮と討議の民主主義理論における討議とは、集合的意思決定の一過程である。したがって、十分な熟慮的討議を尽くしたのちには、最終的には決定を行なわなければならない。<sup>(88)</sup> 必ず結論を得なければならぬというところが、単なる談話と政治的な討議との違いである。

決定は、ある討議参加者が他の討議参加者を説得した場合、ないしは、討議参加者間で新たな選択が創造された場合、つまり、合意が形成された場合には、特に異論なく行なわれる。しかし、合意形成に失敗した場合には、投票によって多数者の選択を決定とみなすのが、民主主義的な意思決定としては通例である。

決定に際して、討議を尽くしたかいなかの判断は容易ではない。なぜならば、説得に失敗し、自らが少数派であると認識した討議参加者は、多くの場合、決定の先延ばしを試みようとするからである。しかしながら、この少数討議参加者の抵抗を無制限に受容すれば、少数派に対して絶対的な拒否権を与えることになり、これは事実上の少数決を意味する。そして、少数決が民主主義的意味決定の理論として妥当ではないということは多言を要しないだろう。したがって、討議のメカニズムを起動させた以上は、(討議そのものを打ち切ることに合意が得られた場合、または合理的な討議が成立し得ないような外在的な事情変更があった場合を除いて)、十分な討議の末には、必ず決定を行なわなければならない。

決定にあたっては、少数派が合理的に考えて納得できるほどの討議の成熟が必要であるが、その際にすべての討議参加者(少数派をも含む)に求められるのは、現在自分たちが行なっているのは「決定のための討議」であるとの自覚である。

## 6 決定に必要かつ十分な情報の共有

熟慮と討議の民主主義理論は、熟慮・討議の前提として、討議参加者が決定に必要かつ十分な情報を共有することの意義を重視する。したがって、例えば、今日のような行政国家においては、政治的決定にあたって、特に行政情報の公開が規範的に要請されることになる。

フィシュキンの討論型世論調査が、政策選択にあたって、参加者に十分な情報提供を行なうための制度的仕組みを内包していることも、熟慮と討議の民主主義理論においてこの原理が不可欠な要素であることを示唆するものであろう。

## 7 異見に対する寛容の精神

討議過程に参加する以上は、各人は、内心における熟慮過程を通じて、自己の主張が妥当であるという自信を醸成し、他の討議参加者を説得するだけの十分な論拠をもつことが望ましい。しかし、これは、この理論の不可欠の要素であるとはいえない。なぜならば、討議参加者の熟慮の不十分さは、討議過程で、同様の選好をもつ他の討議参加者の論拠に賛同することになるのであれば、それは選好の変化として評価すればよいだけのことである。したがって、討議参加者の熟慮が不十分であるからといって、その者をそもそも討議という過程から排除すべきではなく、むしろ、討議過程に積極的に参加させることによって、熟慮を促進することが望ましいといえる。

つまり、討議参加者の事前の熟慮は、この理論における必要要件ではないが、経ることが望ましいとされる重要な要素の一つである。しかしながら、その一方で、討議参加者が熟慮を通じて過度な自信をもつことは、かえって討議過程を阻害する要因となりうるとも私は考える。

すなわち、自己の主張に過度に執着し、討議の開始前から、他の討議参加者のもつ異なる主張を絶対的に否定する

姿勢をもつていては、生産的な討議が行なわれる」とを期待するにことはない。したがって、討議参加者は異見に対する寛容の精神をもつべきであるといふが、有効な討議を成立させるための前提として要請される。リチャード・ベラミー (Richard Bellamy) は、多元的な政治体制では、他者の意見を聞くことが重要であると述べ<sup>(48)</sup>、平等な関心と異見への敬讓 (equal concern and respect for the opinions of others) なくして、民主主義は成り立つ得ないとして、これを民主主義理論の「相互受容性の原理 (the criterion of mutual acceptability)」と呼んでいる。<sup>(49)</sup> また、ヤングも、討議参加者は、平等に相互を敬讓し、他者に耳を傾けなければならぬ」と述べている。

つまり、異見に対する寛容の精神がなければ、実質的な討議は成り立たない。したがって、この原理は、熟慮と討議の民主主義理論の前提要件である。

以上、熟慮と討議の民主主義理論を明確化するために、七つの構成要素を挙げて論じてきた。これを通じて、これまで別々に論じられてきた公法理論と政治理論とは、「元素レベルに分解し、分子レベルに統合すれば、整合的に理解できる」とも明瞭かになつたであろう。

### (三) 今後の展望

議会制民主主義への国民の信頼の低下は世界的に見られる現象であるが、特に政党に対する信頼が著しく低い日本では、その傾向が顕著である。重要な政策課題の選択や首相の選出を、議会を媒介せずに国民が直接行ないたいという衝動は、現在の日本では非常に強い。<sup>(50)</sup> その一方で、情報通信技術の発達は、規模の面から物理的に不可能とされた直接民主主義的政策決定を可能にしつつある。

たしかに、現在の電子技術をもつてすれば、国民の生の選好を瞬時に数値として表すことは可能である。しかし、

ダールは、大統領選挙のあり方をめぐる論文のなかで、生の国民の意思の勝利 (the triumph of raw will) を正当化されるべき民主政治のあり方ではないと述べ<sup>(51)</sup>、また、国民投票の実施を推進すべきだという機運の高まりに対しても、熟慮・討議なしの政策選択の危険性に警鐘を鳴らしている<sup>(52)</sup>。

政治的決定を行なうにあたり、考慮すべき要因が高度に複雑化・専門化し、国民の選好が多様化した現代社会においては、政策選択や政治的エリートの選出は、熟慮と討論を通じて示された民意によってなされねばならない。私は考える。したがって、熟慮と討議の民主主義理論とは、現代社会における民主政治のあるべき姿を探求する企てである。

本稿においては、熟慮と討議の民主主義理論の本質的要素とその周辺を概括的に論じたため、各論者による微細な議論は少なからず捨象した。この理論をさらに展開させるためには、本稿で詳細に触れるいのちやおなかいた議論をより精査しなければならないが、これは今後の課題としたいた。

また、情報通信技術の発達に伴い、社会科学は、おおおまかにその局面でその変革を迫られている。サイバースペースにおける民主主義のあり方は、今世紀の民主主義理論研究の最大の課題の一つであるが、これを考察する際には、何よりも参加を重視して、進化した情報通信技術によって、人々のむき出しの選好を機械的に数えることを民主主義と理解するのか、それとも、人々の熟慮と討議の過程を重視し、その過程を促進し、民主主義を深化させるような情報通信技術の利用法を模索すべきなのか。高度情報通信時代の民主主義のあり方を検討する上でも、熟慮と討議の民主主義理論は一つの示唆を与えるものとなるだろう。

- (≈) David Held, *MODELS OF DEMOCRACY*, 2nd ed., Polity Press, 1996, p. 291 (中々藤和訳『民主政の諸類型』(御茶の水書房、一九九六年) 1170頁)。
- (≈) Iris M. Young, *Political Theory: An Overview*, Robert E. Goodin and Hans-Dieter Klingemann eds., A NEW HANDBOOK OF POLITICAL SCIENCE, Oxford University Press, 1996, p. 486. ヤングが、その代表的な論述は、「(Joshua Cohen)」、「Thomas Spragens」、「Cass R. Sunstein」、「Frank I. Michelman」、「John S. Dryzek」、「Jürgen Habermas」、「James S. Fishkin」等である。
- (4) 田邉明「「自由主義」はなぜか「参加」も「熟慮」も「熟慮民主主義をめぐる最近の議論について」」田宏・大石裕編『政治・社会理論のハローハーフィット』(慶應義塾大学出版部、一九九八年) 大川真、木村知史「アメリカ合衆国における民主主義論の新傾向」法律時報七二巻六号(一九〇一年) 七〇頁、長谷部恭男「討論民主主義とその敵対者たち」法学協会雑誌一八巻一一号(一九〇一年) 八五頁、田村哲樹「現代民主主義理論における分歧とその後」(一) (II) (III・IV) 法政論集(駒澤大学)一八五号(一九〇〇年) 一頁、一八七号(一九〇一年) 一一一頁、一八八号(一九〇一年) 三七五頁など。
- (5) 日本の研究者による主なものに限って挙げれば、原子力政策をめぐる合意形成に関する、大山耕輔『ハネルギー・ガバナンスの行政学』(慶應義塾大学出版部、一九〇一年) (特に、四七頁以下及び一二一頁以降)、国際関係における社会統合に関する、川村曉雄「クローバル社会における討議民主主義の展望」国際協力論集八巻一号(一九〇〇年) 一六九頁、住民投票に関する、上田道明「住民投票の挑戦」日本の科学者三六巻一一号(一九〇一年) 一六頁、イリシニアティブによる立法への司法審査の可能性に関する、大城渡「直接民主主義と司法審査(後編)」(一) 九大法学八一號(一九〇一年) 七九頁及び山本龍彦「アメリカ共和主義的憲法理論と人民投票権」法律政治学論究五五号(一九〇一年) 一五七頁、議会の立法補佐機能の重要性に関する、高見勝利「決定」と「情報」(ハーバード法論叢) 五頁などがある。
- (6) ただし、本稿では、政治思想的側面は取り扱わない。
- (7) Cass R. Sunstein, THE PARTIAL CONSTITUTION, Harvard University Press, 1993, pp. 19-20. また、本書を紹介する邦語文献として、大沢秀介「著書紹介」Cass R. SUNSTEIN, THE PARTIAL CONSTITUTION, Harverd University Press, 1933, pp. vi+414」アメリカ法一九九四年一月(一九九五年) 一九四頁があ。
- (8) *Ibid.*, pp. 17-20.
- (9) *Ibid.*, p. 25.
- (10) *Ibid.*, p. 23.
- (11) 川岸和「自由の構成としての憲法」(中野田政治経済雑誌) 一八号(一九九六年) 一六一頁。
- (12) 川岸前掲(11) 114頁。
- (13) 川岸前掲(11) 116頁以降。やむは、川岸教授は、熟慮と討議の民主政治の実現のために密接不可分に関連する議論の由来について詳しく述べて論及している。
- (14) Sunstein, *supra* note (7) pp. 134-35.
- (15) *Ibid.*, pp. 135-36.
- (16) *Ibid.*, p. 137. ながく、サンステインは、別の論文では、この規範的理路についての同意から議論を、異なる選好の議論へ交錯させて仲介ねだり意に達するところ、「普遍主義(universalism)」表現してこう(Cass R. Sunstein, *Beyond the Republican Revival*, YALE LAW JOURNAL, 97, 1988, p. 1554)。
- (17) Sunstein, *supra* note (7) pp. 137-41.
- (18) *Ibid.*, p. 134. ながく、サンステインは、「由田井義的」共和主義の原理的要素をはじめ、合衆国における共和主義的公法理論について、大沢秀介『アメリカの政治と憲法』(中野田政治経済雑誌、一九九一年) を参照(19) 114頁要素については、特此記述しない仲介ねだり意に達するところ、「普遍主義(universalism)」表現してこう(Cass R. Sunstein, *Beyond the Republican Revival*, YALE LAW JOURNAL, 97, 1988, p. 1554)。
- (19) いわば、直接の民主的基盤をもたらす、したがって、国民に対して直接に政治的責任を負わない裁判官が、国民の代表である議院の制限した法律をはじめとする議院や執行府の行為に対し同法審査権を使おうといふが、なぜ正当化されるのかという問題である。この司法審査の反多数決主義といつて難堪(countermajoritarian difficulty) に対する、原意主義、プロセス理論、アーバン・スムート論などがその正當化は取ら組み立てる。トマーカーは、一般的民主政論は、その取り組みの一つである。
- (20) Bruce A. Ackerman, WE THE PEOPLE 1: FOUNDATIONS, Belknap Press, 1991, pp. 6-7.
- (21) *Ibid.*, pp. 230-65.
- (22) *Ibid.*, pp. 266-94.

- (23) テッカーマハの農田を『ハーブトゥルーパー』と記す。*(ibid.*, pp. 165-99)。
- (24) *Ibid.*, p. 10; pp. 262-65. たゞ、テッカーマハの「元の民主政體」は「アーバン主義」(日本語  
訳本' 1100 | 壙) (特), 「英國的」三頭令和「熟慮に基く、詰議の際はヒトヘニカの農園農場の正統性」即程田政史総  
務農場' 1100 | 壙 (1994年) 118大頭' 大江 | 平「ア・テッカーマハの「元の民主政體」闘田大学法学論集五〇卷六期  
(1100 | 壙) 1-111頭が詳しこ。
- (25) Ackerman, *supra* note (20) pp. 197-98.
- (26) Steven G. Gey, *The Unfortunate Revival of Civic Republicanism*, UNIVERSITY OF PENNSYLVANIA LAW REVIEW,  
141, 1993, p. 824.
- (27) *Ibid.*, p. 849.
- (28) James A. Gardner, *Shut Up and Vote: A Critique of Deliberative Democracy and the Life of Talk*, TENNESSEE  
LAW REVIEW, 63, 1996, p. 435.
- (29) 集団極端主義、一派の集団で詰議を行なう場所、即初から詰議参加者がもじろた選好が、詰議を理由に拒否され、全  
体へこじらかに極端な詰議に用ひられるべきである。Cass R. Sunstein, REPUBLIC.COM, Princeton University  
Press, 2001, p. 65)。
- (30) *Ibid.*, pp. 84-87. たゞ、チャーチ・ベイ・ベイにば、虚偽の、あるいは嘘偽した情報の流布、それに起因する極端な選好の  
形成 (いわゆる「断片化 (fragmentation)」) が、サイバーカスケード (cybercascade) の詰議などによる危険要因  
が存在するため、チャーチ・ベイ・ベイを理想郷のみならず樂觀論者としているわけではある。
- (31) *Ibid.*, pp. 170-72. サンバット・ハザード、リハーヴィッドの詰議型メインの公共政策的意義に鑑み、将来的には、シメイへの發展  
のための政策的な援助を政府が行なうべき規定としている (*ibid.*, p. 171)。
- (32) *Ibid.*, p. 172.
- (33) Bruce Ackerman and James S. Fishkin, *Deliberation Day*, James S. Fishkin and Peter Laslett eds., DEBATING DE-  
LIBERATIVE DEMOCRACY, Blackwell, 2003, p. 7.
- (34) *Ibid.* 13 「詰議の丘」構想の詳細はハントが *ibid.*, pp. 13-26。
- (35) *Ibid.*, p. 27.
- (36) Alexander Hamilton, James Madison, and John Jay (notes by Charles R. Kesler and edited by Clinton Rossiter), THE FEDERALIST PAPERS, Mentor Book, 1999, p. 50 (翻譯真・眞理的証=証『ア・ハーブトゥルーパー』(禪本出版  
| 丸丸 | 壙) 四十回)。
- (37) リードは、常に憲法規制権限の限界を強調する。
- (38) Ackerman and Fishkin, *supra* note (33) p. 28.
- (39) トマホークの田舎地に徒歩で、農業地帯は必ずしも「私人の手の手の手」を意味する。
- (40) Ackerman and Fishkin, *supra* note (33) pp. 29-30.
- (41) Alexander D. Lindsay, THE ESSENTIALS OF DEMOCRACY, 2nd ed., Oxford University Press, 1995, p. 1 (米英訳=  
証『政治の本質—トマホーク・トマホーク・トマホーク』(米英訳' 1丸丸 | 壙) 11回)。
- (42) Joshua Cohen, *Deliberation and Democratic Legitimacy*, James Bohman and William Rehg eds., DELIBERATIVE DEMOCRACY, MIT Press, 1997, p. 88, n. 12.
- (43) Iris M. Young, *Communication and the Other: Beyond Deliberative Democracy*, Seyla Benhabib ed., DEMOCRACY  
AND DIFFERENCE: CONTESTING THE BOUNDARIES OF THE POLITICAL, Princeton University Press, 1996, p. 133, n. 2.
- (44) Seyla Benhabib, SITUATING THE SELF: GENDER, COMMUNITY AND POSTMODERNISM IN CONTEMPORARY ETHICS, Polity  
Press, 1992, p. 29.
- (45) Jürgen Habermas, FAKTIZITÄT UND GELTUNG: BEITRÄGE ZUR DISKURSTHEORIE DES RECHTS UND DES DEMOKRATISCHEN  
RECHTSSTAATS, Suhrkamp Verlag, 1992, S. 138 (証「アーバン・アーバン (アーバン)」(米英訳' 1100 |  
壙) 1111回)。
- (46) David M. Estlund, Who's Afraid of Deliberative Democracy?: On the Strategic / Deliberative Dichotomy in Recent Constitutional Jurisprudence, TEXAS LAW REVIEW, 71, 1993, p. 1437, n. 1.
- (47) たゞ、マーリンは別にトマホークの農地の正統性の問題について、トマホークが少なくとも原理的には詰議を重んじて農場一致による合意形成がなわれないといふ企  
図について、合意にせざればな次元があるといつて彼は認識しているが、アーバンは議論する。
- Bernard Manin (trans. by Elly Stein and Jane Mansbridge), *On Legitimacy and Political Deliberation*, Polit-

CAL THEORY, 15, 1987, p. 367 n. 35)。

- (42) Jürgen Habermas, STRUKTURWANDEL DER ÖFFENTLICHKEIT: UNTERSUCHUNGEN ZU EINER KATEGORIE DER BÜRGERLICHEN GESELLSCHAFT, Suhrkamp Verlag, 1990, S. 38-39 (黒谷誠雄・三田忠典訳『公共空間の構造転換〔兼〕一般』) (米社、一九九四年) XXXIII)。

なれば、ハーベーマスは、彼の著書『事実性の批判』(FAKTITÄT UND GELTUNG)で、新たに討議的政治(deliberative Politik)として概念を示すところ(S. 349-98)が、いわゆる「熟慮と討議の民主主義理論」を直接に明確に論じた。このハーベーマスの討議的政治については、原藤純「ハーベーマス——批判理論の転回と討議的民主主義の展望」(藤原保信・飯島昇蔵編『西洋政治思想史・II』(新評論、一九九五年)一九九頁)、毛利透『民主政の規範理論』(勁草書房、二〇〇一年) (特に、第一章) 及び川村前掲(5)一七八頁を参照されたい。また、ヨルゲン・ハーベーマス著、河上倫逸=編訳『法と正義のハイスクール——ハーベーマス京都講演集』(未来社、一九九九年)所収の「民主政のII」の規範モデル——協議政治の概念について——(一九九二年の講演、飯野靖夫訳)では、ハーベーマスは、共和主義的な民主主義觀を批判して、それに立脚する熟慮と討議の民主主義理論とは別の討議的政治という觀念を構想している(一一七頁)。しかし、一方で、ハーベーマスは、裁判所を熟慮と討議の民主政治の後見人(Hüter)としているべきだといふ、共和主義公法理論研究者の見解に近似した議論を行なっている(Habermas(Ann. 45), S. 333-37)。

- (43) Cohen, *supra* note (42) p. 72.

- (44) *Ibid.*, p. 67.

- (45) Dahl, *supra* note (1) p. 36 (訳書=四八頁)。Robert A. Dahl, DEMOCRACY AND ITS CRITICS, Yale University Press, 1989, pp. 307-08.

- (46) *Ibid.*, at 340-41. たゞ、『ハーバード選挙』(元田龍太郎著)、山田龍太郎(4) 111-17頁、岡田憲和『権利と人間のテキスト』(勁草書房、二〇〇〇年) 157頁などがある。

- (47) ダールは、ハーバードの討論型世論調査を、一般的の国民の熟慮・討議を促すシステムであると理解し、これが、浅慮、表面的な反応を誇示する世論調査、大統領選挙における予備選挙の偶然の結果の影響等を縮減するものとして評価している(Robert A. Dahl, *The Problem of Civic Competence*, JOURNAL OF DEMOCRACY, 3 (4), 1992, p. 56)。

- (48) Robert A. Dahl, *On Deliberative Democracy: Citizen Panels and Medicare Reform*, DISSENT, 44 (3), 1997, p.

54.

- (49) John Gastil, BY POPULAR DEMAND: REVITALIZING REPRESENTATIVE DEMOCRACY THROUGH DELIBERATIVE ELECTIONS, University of California Press, 2000, p. 124. ハーバード選挙(4) 117-18頁の実験の一端を紹介したものが、ハーバード選挙(4) 117-18頁の実験(5) 117-18頁。

- (50) James S. Fishkin, THE VOICE OF THE PEOPLE: PUBLIC OPINION AND DEMOCRACY, Yale University Press, 1995 へ

- ハーバードの討論型世論調査を紹介した邦譯文獻として、高瀬前掲(5) 1-18頁(ト)、曾根泰教「情報社会の公共性」(佐々木毅・金森昌一編『公共哲学10』(21世紀公共哲学の地平)(東京大学出版会、二〇〇一年) 一九九頁(特に) 111-112頁(ト)、高瀬前掲「討論民主主義の国家」(中嶋社、二〇〇一年) 一九三頁などがある。

- (51) リサカニヤ、同様の実験がすでにに行なわれ、その一部はすでに学術的にも分析されている。例えば、ライフ(David M. Ryfe)は、アメリカ合衆国における国民の熟慮・討議による政治的意図決定の実験について、1-Kの例を挙げて、政治討論の観察を中心説明している(David M. Ryfe, *The Practice of Deliberative Democracy: A Study of 16 Deliberative Organizations*, POLITICAL COMMUNICATION, 19, 2002, pp. 359-77)。

- (52) なれば、ダールと同様に、ハーバードの討論型世論調査を議論を代替物とは考えてこなさ。あくまで代議制民主主義の枠組み内での構想である。

- (53) ハーバードの理論にもねば、政治的平等(political equality)、非專制(nontyranny)及び討議(deliberation)が民主政治の条件である、不可欠な要素である(James S. Fishkin, DEMOCRACY AND DELIBERATION: NEW DIRECTIONS FOR DEMOCRATIC REFORM, Yale University Press, 1991, p. 29)。ハーバード民主政治の類型として、国民による論議の可能性や、討論による(出の方向)が討議として、他の方向が非討議として、異なる方向を代議制として、他の方向を直接制とする)、そして、多数者による専制の回避可能性や、討論による(出の方向をマドヤニアノ民主主義として、他の方向を多数者支配民主主義とする)三つの軸を描く(ibid., pp. 42-43)。しかし、現在の合衆国の政治体制は、主に平面上では、第一象限(代議制→マドヤニアノリト→民主主義)上の座標として表され(ibid., pp. 44-45)、政治的リーダーが世論の動向にあわせて敏感にならざり近年の合衆国の傾向(ハーバードは、これが「プレビシット的な民主主義類型(plebiscitary model of democracy)」と言ふ)を考へれば、実質的には第四象限(代議制→多数者支配民主主義)へ移行している(ibid., p. 45)。



- (74) James D. Fearon, *Deliberation as Discussion*, Elster ed., DELIBERATIVE DEMOCRACY, pp. 44-68.
- (75) リリドーハーの意義とは、(1)個人的事情を開示し、(2)合理性を制限するような影響物を縮減しないは克服し、(3)論拠の正統化要求を強制なし論証し、(4)最終的選択を正統化し、(5)それ自身価値があり、(6)ペレート優越的な決定をなし、(7)分配的正義におけるより多くの人々の決定をなし、(8)より多くの人々を得ることが可能。(9)参加者の道徳的・知的資質を向上する。<sup>40</sup>
- (76) Jon Elster, *Deliberation and Constitution Making*, Elster ed., DELIBERATIVE DEMOCRACY, p. 111.
- (77) James Bohman, PUBLIC DELIBERATION: PLURALISM, COMPLEXITY, AND DEMOCRACY, MIT Press, 1996, p. 5.
- (78) Cohen, *supra* note (42) pp. 22-23.
- (79) Gutmann and Thompson, *supra* note (72) p. 1; pp. 73-79.
- (80) *Ibid*, pp. 24-26; pp. 93-94.
- (81) John S. Dryzek, DELIBERATIVE DEMOCRACY AND BEYOND: LIBERALS, CRITICS, CONTESTATIONS, Oxford University Press, 2000, p. 170.
- (82) リリドーハーは回るところの問題について論じる紙幅はなし。暫定的に、如意や「無限定な状況」で、即ちのナリヤを生成するが、相手の「経営」を元の形で、周辺環境を模索する活動」(聖職泰教「仮想現実と現実的假想」中央公論)――回巻七印(一九九九年)――の如きがされば、後述するように、論議の末に必ず決定を行なわなければならない熟慮の論議の民主主義においては、「論議は「無限定な状況」にはならぬのであるから、そもそも如意形成を目的としたものじむべくQ。また、これに関連して、道徳的不一致の問題などについても検討すべきであるが、これは他日に論ずべき課題へつた。
- (83) Elster, *supra* note (63) p. 8. See also, Gambetta, *supra* note (73); Gerry Mackie, *All Men Are Liars: Is Democracy Meaningless?*, Elster ed., DELIBERATIVE DEMOCRACY, pp. 69-96.
- (84) Susan C. Stokes, *Pathologies of Deliberation*, Elster ed., DELIBERATIVE DEMOCRACY, pp. 123-24.
- (85) Sunstein, *supra* note (7) p. 162-64.
- (86) 例えども、政策選択のために必要な情報共有や十分な論議を行なわざり、議会での論議を回避して、政策決定を行なわしめねども、たゞ形どる擬似制園頭(註) 政策綱領の導入は、単なるねね占いの民衆的計量的に数えるだけのものである、熟慮と題す。
- 論議の民主主義觀かれば、和定われぬことはない。
- (87) 例えども、政治的リーダーの選出による政策選択の意義を没却するような選挙制度改革や、実質的な審議を過度に制限するも、いはば議会制度改革は、熟慮の論議の民主主義觀かれば、疑問視されるに至る。
- (88) Gardner, *supra* note (28) p. 437. See also its n. 75 and references cited there.
- (89) Richard Bellamy, LIBERALISM AND PLURALISM: TOWARDS A POLITICS OF COMPROMISE, Routledge, 1999, p. 121.
- (90) *Ibid*, p. 107.
- (91) *Ibid*, p. 108. たゞ、アヒムの政治理論は、(1)選出論「現代ラマリズムにおける立憲主義とアモクリシー」、(2)「飯島麻穂・三浦久和=譲『憲法的政治問題の対話』(新評論)」(1999年)――の如きを参照。
- (92) Young, *supra* note (43) p. 126.
- (93) 例えども、1999年の毎日新聞社の世論調査によれば、日本国憲法を改正する場合の改正箇所として、憲法の直接投票による細相の選出(四大宗)が重要な政策課題に対する国民の直接投票(三十七%)がそれぞれ、一位、二位になった(毎日新聞)1999年九月(九日朝刊)。
- (94) Robert A. Dahl, *Myth of the Presidential Mandate*, POLITICAL SCIENCE QUARTERLY, 105 (3), 1990, p. 371.
- (95) Robert A. Dahl, THE NEW AMERICAN POLITICAL (Dis)ORDER, Institute of Governmental Studies Press, 1994, p. 10.

柳瀬 異(やなわ) のぼる
所属・現職 慶應義塾大学大学院政策・システム研究科後期博士課程
最終学歴 慶應義塾大学大学院法学研究科前期博士課程
所属学会 日本公法学会、日本公共政策学会
専攻領域 憲法学、民主主義論、立法政策論
主張著作 「公務員弾劾制度の研究序説」(慶應義塾大学大学院法学研究科修士論文、1991年)